

令和 3 年 8 月 4 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二  
(公印省略)

「令和 3 年度 観光客夜間消費拡大促進事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当機構の事業推進に関し、格別なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「観光客夜間消費拡大促進事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 3 年 8 月 18 日(水) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 3 年 8 月 18 日(水) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 3 年 9 月 1 日(水) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 3 年 9 月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和 3 年 9 月中旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

地域支援本部地域観光部 担当：稲村、嵯峨山

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：[inamura@visithkd.or.jp](mailto:inamura@visithkd.or.jp) / [m\\_sagayama@visithkd.or.jp](mailto:m_sagayama@visithkd.or.jp)

1. 委託事業名

「観光客夜間消費拡大促進事業」

2. 事業目的

アフターコロナを見据え、国内外から多くの観光客に道内各地を訪れていただけるよう、この時期に、広く観光客を受け入れるため夜間における観光資源の有効活用に加え、夜間の受入環境整備を進め訪日外国人の旅行消費額の増加や長期滞在につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月4日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

5,800千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) モデル事業の構築

①概要

夜間の時間帯の観光振興は、観光消費の視点から高い効果が期待されることから、地域の状況に応じた夜間コンテンツの発掘、開発・情報発信し「夜間」という新たな時間市場を開拓することで夜間消費の拡大に繋げる。

②実施内容

ア. 地域ならではの夜間コンテンツの発掘、開発を行う。原則、国内外旅行者の両方を対象とした内容とすること。またターゲット層等は、提案時に明確に示すこと。

イ. モニターツアーの実施。（オンラインツアーも可）ターゲット当事者が参加するモニターツアーにより意見の反映や課題の抽出を行うこと。

※オンラインツアーを実施する場合、多くの参加者を集客すること（集客目標の設定は必須となります。）

ウ. 発掘・開発したコンテンツに関するPR、情報発信を行うこと。

エ. 上記ア. からウ. にかかる一連のノウハウを確立すること。

オ. 事業実施内容の効果測定、報告書の作成。

発掘、開発したコンテンツの地域での活用のため、ノウハウやコンテンツの使用方

法などを地域に情報提供すること。

※電子媒体、イラストレーター及びPDFが格納されたUSBメモリ1個提出のこと。

カ. 上記以外で更なる広告宣伝や観光客、または観光関連事業者の意識啓発に効果が期待できる企画の提案をすること。

<夜間コンテンツの全国事例>

【留意点】本事業の「夜間コンテンツ」とは、夜間において観光客が利用することのできる、街中及び郊外における、既存コンテンツの夜間活用や、新たに発掘されるコンテンツを言い、観光客の観光消費額単価や滞在日数の増加に繋がるものを言う。

・十和田の星空ツーリズムを“星浴”と名付け、星空観賞をメインコンテンツに据えたプレミアム体験プランを開発。（青森県十和田市）

・夜の果樹園をライトアップ演出し実施。農園の夜間活用による新たなマネタイズとして、飲食提供を実施するとともに、果樹販売のECサイトを新規で立ち上げ、ライブ中継とECサイトの融合によるオンライン上での価値提供の場を醸成し、「オンライン観光」という新しいスタイルを確立。（福島県福島市）

・香川県の特別名勝・栗林公園を会場に、シルク・ドゥ・ソレイユの元団員と太鼓芸能集団鼓童による現代サーカスと伝統文化を融合させたパフォーマンスショーを開催。（香川県高松市／ヌーヴォー・シルク・ジャポン（NCJ）推進協議会）

・星雲を眺めながら地産地消アウトドアサウナを体感できるナイトコンテンツを実施。（高知県四万十町／RELA GREEN VILLAGE 株式会社）

・夕日を望む絶景スポットであり、全国有数の観光地でもある福井県東尋坊で、「サンセット」と「音楽」を組み合わせた音楽フェスを開催。（福井県坂井市）

### ③実施期間・回数

ア. コンテンツ発掘、開発

期間：令和3年10月～令和4年1月まで

コンテンツ数：2コンテンツ以上（於：道内の2か所の地方都市）

イ. モニターツアー

期間：令和3年10月～令和4年1月

回数：1コンテンツ1回以上 参加人数：10名以下

オンラインツアー

期間：令和3年10月～令和4年1月

回数：2回～4回程度 ※国内（2回程度）・海外（2回程度）

ウ. PR・情報発信

モニターツアー（オンラインツアー）の周知と共に、北海道のナイトタイムコンテンツを集約したYouTube、パブリシティ等を実施すること。

### ④その他

上記以外で更なる広告宣伝や観光客、観光関連事業者の意識啓発に効果が期待できる企画の提案をすること。

## (2) 夜間コンテンツノウハウセミナーの開催

### ①概要

上記(1)で実施したノウハウを道内地域の観光関係者等に周知するためのセミナーを開催する。

### ②セミナー内容

(例)

- ・夜間コンテンツに精通した専門家による基調講演。
- ・上記(1)で実施したノウハウや国内外の先行事例について。
- ・ワークショップ形式による潜在的な地域の観光コンテンツの発掘。
- ・新型コロナウイルス感染症禍での旅行情報発信のあり方。

### ③実施期間・回数

ア. 期間：令和4年1月中旬～2月中旬まで

イ. 回数：4回(4ヵ所の道内の地方都市で行うこと。参加人数は各会場とも50～60名程度を想定。)

### ④対象者

自治体、観光協会、DMO、観光関連事業者等。

### ⑤検証結果の取りまとめ

- ・セミナー終了後、エリア毎に、取組課題検証結果を成果物として作成すること。
- ・地域の取組を推進するため、検証結果や対応方法を地域に情報提供すること。

**【注】** セミナーの開催はコロナウイルスの感染状況を踏まえて判断される。なお、状況によってはオンラインでの開催を検討する。

## (3) 事業の取組を広報するためのパブリシティの実施

- ・道内の新聞、テレビ、雑誌、Web掲載等、無料で獲得できるパブリシティについて、実施期間内で4回～8回程度実施すること。

## (4) 報告書の提出

事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果や調査結果等に関する報告書を作成。

印刷2部及び電子データ(USB等に格納の上)により提出のこと。

## 7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でない

こと。

- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

企画提案の内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

- ・ 令和 3 年（2021 年）8 月 18 日（水）17 時 参加表明 締切
- ・ 令和 3 年（2021 年）9 月 1 日（水）17 時 企画提案書 提出期限
- ・ 令和 3 年（2021 年）9 月上旬 企画提案の審査（審査会）
- ・ 令和 3 年（2021 年）9 月中旬 委託事業者決定・契約

## 10. 企画提案書の提出

### (1) 参加表明 令和 3 年（2021 年）8 月 18 日（水）17 時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：inamura@visithkd.or.jp）

とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号、⑤担当者名、

#### ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

- (2) 提出期限 令和3年(2021年)9月1日(水)17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
地域支援本部 地域観光部(担当:稲村、嵯峨山)
- (4) 提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

#### 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

##### ① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

##### ② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

##### ③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

##### ④ 見積書

費用項目の明細を記載すること(交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費等)

#### 12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。

#### 13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構

と受託者が協議して決定するものとする。

- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

#### 14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：稲村、嵯峨山

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：inamura@visithkd.or.jp / m\_sagayama@visithkd.or.jp